

長久手市国際交流協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、長久手市国際交流協会 NAGAKUTE INTERNATIONAL ASSOCIATION (以下「協会」という。) という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を長久手市岩作城の内60番地1に置く。

(目的)

第3条 協会は、日本人と外国人がともに理解しあい、地域の一員として活躍するまちの実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流及び多文化共生の促進
- (2) 地域日本語教育の体制づくりと内容の充実
- (3) 外国人市民への日常生活サポート
- (4) 協会の広報及び他団体との連絡調整
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 協会は、第3条に掲げる目的に賛同する個人、法人及び団体をもって組織する。

(入会)

第6条 会員の入会は、別に定める様式により届け出るものとし、会費の納付をもって会員とする。

(退会)

第7条 会員の退会は、別に定める様式により会長に届け出るものとする。
2 会員が会費を2会計年度未納の場合、その年度末をもって会員資格を失うものとする。

第3章 役員

(役員)

第8条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 10人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選出)

第9条 役員は、総会において選任する。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、協会に関する事項を審議する。

4 監事は、協会の会計及びその他の事務を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 団体等の役職により協会の役員となった者は、その団体の役職の任期中とし、異動があった場合は、その後任者が協会の役員を継承する。

3 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任した場合又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(顧問)

第12条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応じるとともに、理事会に出席して意見を述べることができる。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(開催)

第14条 総会は、毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。

2 総会は、会長が招集する。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第16条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議決事項)

第17条 総会は、次の事項を協議する。

(1) 予算の議決及び決算の認定に関すること

(2) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること

(3) 会則の変更に関すること

(4) その他会長が必要と認める事項に関すること

2 総会の議決を要するものであっても、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により総会に付議することができないときは、理事会の議決をもって総会の議決とみなすことができる。

3 会長は、前項の規定により議決した事項については、次期総会において報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第18条 理事会は、会長、副会長、及び理事をもって構成する。

なお、監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(開催)

第19条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、開催する。

2 理事会は、理事会構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第20条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第21条 理事会の議決は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数

のときは議長の決するところによる。

(議決事項)

第22条 理事会は、次の事項を協議する。

- (1) 総会において決定された事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき議案に関すること
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

第6章 運営委員会

(設置)

第23条 協会の事業推進のため、運営委員会を置く。

(構成)

第24条 運営委員は、別に定める規約にもとづき選出された会員、および会長が推薦し理事会が承認した会員とする。

- 2 運営委員は、会員の中から会長が選任する。
- 3 委員会に、委員が互選する委員長1人と副委員長1人を置き、事業の推進を行う。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議事項)

第25条 運営委員会は、理事会に付議すべき事項、及び理事会で提示された事項に関することを協議する。

第7章 事務局

(設置)

第26条 協会事務を行うため、事務局を置く。

(職員)

第27条 事務局長及び事務局員は、会長が委嘱する。

- 2 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統括し、管理し、協会の事業、事務及び会計を処理する。

第8章 会計

(会計年度)

第28条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第 29 条 協会の経費は、会員の会費、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の会費は、次に掲げる区分により、当該各号に定める額とし、年度途中に入会する場合であっても同様とする。

(1) 個人会費 18歳以上 年会費 1,000円／1口

 18歳未満 年会費 500円／1口

(2) 法人・団体会費 年会費 10,000円／1口

3 年度途中において退会する者の会費は、返還しない。

(基金)

第 30 条 長久手市国際交流協会基金を設置することができる。その運用は要綱を別に定める。

第 9 章 雑則

(委任)

第 31 条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 6 年 6 月 30 日から施行する。

(役員任期の特例)

2 協会創立時の役員任期は、第 11 条の規定にかかわらず、施行の日から始まり、平成 8 年 3 月 31 日までとする。

(会計年度の特例)

3 初年度の協会の会計年度は、第 28 条の規定にかかわらず、施行の日から始まり、平成 7 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この会則は、平成 18 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 20 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年5月18日から施行する